

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年8月3日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年8月17日から同年9月6日まで縦覧に供する。

平成19年8月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
仲南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大口堂谷揚水機地区	まんのう町土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）ふえの木・丸山池地区	〃
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（さく井改修事業）南鴨大井地区	多度津町産業課